

Title	十八世紀前半期のトゥルーズ高等法院官僚(下)
Sub Title	Les parlementaires toulousains dans la premier moitie du XVIII siecle (II)
Author	宮崎, 洋(Miyazaki, Hiroshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1987
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.3 (1987. 11) ,p.65(403)- 93(431)
JaLC DOI	
Abstract	<p>Au cours du XVIII^e siecle, l'economie francaise a remarquablement reprise et bien developpe. En particulier, la croissance de l'action economique et le pouvoir economique de la bourgeoisie etaient brillants. Cependant, ce developpement important de la bourgeoisie ne nous semble pas du seulement a la bonne condition economique du siecle, mais aussi a une autre condition histonque la difficulte de l'entree aux cours souveraines, surtout aux parlements pour la bourgeoisie Les bourgeois pouvaient se transformer en officiers royaux par le moyen de la venalite des offices depuis le debut du temps moderne, et meme, pouvaient faire l'ascension sociale de la noblesse de robe dans les cours souveraines, surtout les parlements. Mais, au XVIII^e siecle, les offices de noblesse deja acquis par la bourgeoisie se transmettaient de pere en fils, et il n'y avait plus de possibilite d'ascension sociale pour ceux qui venaient apres. Ces faits ont ete deja notes pour la seconde moitie du XVIII^e siecle par les monographies de A. Colombet (sur les parlementaires de Dijon), Fr. Bluche (sur ceux de Paris), W. Doyle (sur ceux de Bordeaux) et Ph. Peguilhan de Larboust (sur ceux de Toulouse), et l'article de J. Egret. Nous nous demandons, alors, comment etait la situation dans la premiere moitie du XVIII^e siecle. Est-ce que l'entree de la bourgeoisie dans les cours souveraines, surtout les parlements, etait deja difficile ? Sur ce point, il y a tres peu de recherches exceptee la monographie de Fr. Bluche et quelques autres travaux generaux. Nous voulons, done, etudier l'ongine sociale, l'heredite d'office, la formation de la dynastie familiale, la relation conjugale, la totalite de la vie sociale des parlementaires toulousains dans la premiere moitie du XVIII^e siecle pour montrer que l'entree au parlement de Toulouse de la bourgeoisie etait encore facile. L'etude sera portee sur les parlementaires qui furent en fonction en 1718, parce qu'on ne sait de chiffres et de noms precis de magistrats que pour cette anee-la dans la premiere moitie du XVIII^e siecle.</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19871100-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

十八世紀前半期のトゥールーズ高等法院官僚(下)

宮崎洋

四 法院官僚の生活と心性

一、法院官僚の生活と心性を検討するに当り、まずこの家族構成の問題から手がけて行かねばならない。法院官僚には、兄弟、姉妹が何人いたのか、生涯何回結婚したのか、子供を何人もったのか、を検討してみよう。これには、遺言状や人頭税台帳を基礎に統計をとるのが理想だが、たとえそうしても、統計には低年齢で、特に洗礼の前後に死亡した子供の数は入ってこないのが正確さを求めることはできないのである。この点に留意しながら、以下、父子、伯父甥の間柄であっても別々に本人の兄弟、姉妹数を検討すると、

一人——ダセザ・ド・トゥピニヨン、ド・ヴィグリ・

十八世紀前半期のトゥールーズ高等法院官僚(下)

ド・レルム、ド・ヴィニユ

二人——ド・ベルチエ、ド・フォール・ド・サンリモリス、ダンソ、ド・カセニヨ・ド・サンロフェリックス、ド・フコ、ド・ヴィック、ド・ルー・ド・サントロコロンブ

三人——ド・レイモン、ド・カンボン、デュ・ブールカヴェニユ、ド・コメール、ルコント

四人——ダルブ、ド・ロケット、ド・パピユス、ドゥヴリエ、ド・シャルヴェ・ド・ラ・ファヴリ、ド・トルニエ(甥兄弟)

五人——ドゥジャ、デスコルビアック、サジエ、ドルセギエ、ド・シャルラリ、ド・シロン(父)

六人——ド・カンボラ、ド・ギレルマン、デガ、ド・カセニヨ・ド・グラタン、ド・ジュリアン・ド・ペグエ

六五(四〇三)

イロール、ド・メリック・ド・モンガザン、ド・カテラン(伯父)

七人——ド・コレ、ド・フェラン、ダヴィザール

九人——ド・カテラン(息子)

一〇人——ド・トゥルニエ(叔父)

一二人——ド・バスタール

一八人——ド・カテラン(分家)

となる。⁽¹⁾平均すると一家門四・五三人となる。これは多産多死を特色とする旧型タイプの人口構成にあつては当然予想される数値である。統計の基礎とした系譜辞典は洋の東西を問わず正確さに欠け、薄幸に終る幼児を見落しがちだから、実態はこの数値をはるかに上廻るものと思われる。ちなみに、この時代、成人してからも死亡率は高かったから、父の再婚もあり、兄弟、姉妹が必らずしも同一の母から産れているとは限らないが、一二人のド・バスタール、一八人のド・カテランについては限り同一の母の子供である。

さて、こうして成長した法院官僚はやがて結婚することになる。判明する限りでは、婚姻回数は一〜三回で、中でも一回が圧倒的に多い。

一回——ド・ベルチエ、ド・ニユプス、ド・マニバン、

ド・コレ、ド・ブタリック、ド・プロアング、ド・カンボラ、ド・ギレルマン、ド・フォール・ド・サンロモリス、ダセザ・ド・トゥピニオン、ド・フェラン、デガ、ド・カンボン、ド・バスタール、ドウジャ、デュ・ブールカヴェニユ、デスコルビアック、ド・ヴィグリ、ダールブ、ダンソ、ド・ルセギエ、ド・シャルラリ、ド・カセニヨ・ド・サンロフェリックス、ド・フコ、ド・カセニヨ・ド・グラタン、ド・ラロック・ド・セレ、ド・ヴィック、ド・パピュス、ド・ジュリアン・ド・ペグエイロール、ド・カテラン(分家)、ド・レルム、ド・ヴィニユ、ド・メリック・ド・モンガザン、ダヴィザール、ルコント

二回——ド・シロン(父)、ド・ルー・ド・サントロロンブ、ドウヴリエ、プジョル、ド・トゥルニエ(甥で次男の方)

三回——ド・カテラン(伯父の息子)、ド・コメールとなる。⁽³⁾これらの中には、一七七八年当時、『覚書』がすでに六〇〜七〇才の高齢者に妻を失って男やもめ^{veuf}と明示している事例がド・シロン(父)、ド・プロアング、ド・レイモン、デガ、ド・フコの五件あるし、⁽⁴⁾その他にもここで婚姻回数を明らかにできなかっただけで『覚

書』は男やもめと明示している事例がド・プロジャン、デュマス、デュピュイ、ド・ルヴェルザ・ド・セレ、ド・ジュリアール、デニャン・ドルベサンの六件ある。⁽⁵⁾このようにみると、二回、三回と婚姻をくりかえす官僚がいる一方、高齢者の中に一回の婚姻で人生を終える官僚も少なくないことがうかがい知れる。

さて、このような婚姻により法院官僚は子供を持つことになる。この統計にも、低年齢で特に洗礼の前後に死亡した子供の数は入ってこない⁽⁶⁾ので正確さを求めることはできないが、以下検討すると、

- なし——ド・カセニヨ・ド・グラタン
- 一人——ド・ベルチエ、デガ、ド・ヴィグリ、ド・パピュス、ドゥヴリエ
- 二人——ド・マニバン、ド・ギレルマン、デスコルビアク、ダルブ、ド・ジュリアン・ド・ペグエイロール、ド・ルー・ド・サントロコロンブ、ド・ヴィニユ
- 三人——ド・プロアング、デュ・ブルーカヴェニユ
- 四人——ダセザ・ド・トゥピニオン、ダンソ、ド・カセニヨ・ド・サンロフェリックス、ド・ラロック・ド・セレ、ド・トゥルニエ(甥で弟の方)
- 五人——ド・シロン(父)、ド・フォール・ド・サン

十八世紀前半期のトゥールーズ高等法院官僚(下)

モリス、ド・コメール、ド・ルセギエ、ルコント

六人——ド・カテラン(伯父)、ド・レルム

七人——ド・コレ、ド・ブタリック、ド・カンボラ、

ド・シャルラリ

八人——ド・フェラン

九人——ド・カンボン、ド・カテラン(分家)、ダヴィ

ザール

一〇人——ド・バスタール、ド・フコ、ド・ヴィック、

ド・メリック・ド・モンガザン

となる。⁽⁶⁾平均すると一家門四・七四人となる。法院官僚の兄弟数ときわめて似かよった数値であることに驚ろかされる。低年齢時の死亡を考え合わせると、実態はこの数値をはるかに上廻るものと思われる。また、この他に、兄弟数と子供数を比較対照してみると、六人以上の兄弟、子供を持った家門名に共通性があることを指摘できよう。ド・カンボラ、ド・メリック・ド・モンガザン、ド・カテラン(伯父)、ド・コレ、ド・フェラン、ダヴィザール、ド・カテラン(分家)、ド・バスタールである。⁽⁷⁾中でも、ド・カテラン(分家)は兄弟、子供ともに九人であったし、ド・バスタールは兄弟二人、子供一〇人であった。⁽⁸⁾いずれの家門にも、旺盛な活力と活気のある

六七 (四〇五)

雰囲気を感じることができよう。

以上の検討から、法院官僚の家族構成は幼少期から平均四人以上の兄弟、姉妹の中で育ち、成人してからは結婚を一回、時には二、三回経験し、兄弟数と同様、子供を四人以上持っているのである。

註

(1) Villain, op. cit., タセサ・ド・トヴァジニオン p. 1585,

ド・ヴァイグリ p. 200, ド・レルム p. 1066, ド・ヴァニニ
p. 1735, ド・ヴルチニ p. 45, ド・フォール・ド・サンニ
モリス p. 1558, ダンソ p. 334, ド・カセニヨ・ド・サンニ
フホリックス p. 1568, ド・フロロ p. 118, ド・ヴァニク
p. 1389, ヴ・ルー・ド・サントニコロン p. 1192, ヴ・
レイモン p. 162, ヴ・カンボン p. 1069, デ・ブールニ
カヴェニニ p. 131, ヴ・ロメール p. 918, ルロン p. 13
14, ダルソ p. 671, ヴ・ロケット p. 473, ヴ・グジュニ
p. 487, ヴ・ヴァリニ p. 435, ド・シャルヴニ・ド・ラ・ン
ヌヴリ p. 1155, ヴ・トウルニヨ(甥兄弟) pp. 1275-1276
デスコルビアック p. 820, サジニ p. 595, ド・ルセギニ
pp. 81-82, ド・シャルラニ p. 1541, ヴ・シロン(父) p.
1747, ヴ・カンボニ p. 124, ヴ・ギンニオン p. 1358, デ
ガ p. 657, ヴ・カセニヨ・ド・グラタン pp. 1566-1567,
ド・シリアン・ド・グジュニローニ p. 668, ヴ・メリ

ック・ド・モンガゼン p. 500, ド・カテラン(伯父) p.
238, ド・ロン pp. 801-802, ド・フヘラン p. 548, タ
ザール pp. 261-262, ド・カテラン(分家) p. 239, ド
・トウルニヨ(叔父) p. 1275, ド・バスターニ p. 1201
(2) J. Dupâquier, La population française au XVII^e et
XVIII^e siècles, Paris, 1979, pp. 64-65.

(3) Villain, op. cit., ヴ・ヴルチニ p. 45, ヴ・ロン p. 802,

ド・プロアンツ pp. 1031-1032, ヴ・カンボニ p. 124,
ド・ギンニオン p. 1358, ド・フォール・ド・サンニキリ
ニ p. 1558, タセサ・ド・トヴァジニオン p. 1585, ヴ・ニ
ラン p. 548, デガ p. 657, ド・カンボン p. 1069, ヴ・ニ
スターニ p. 1201, デ・ブールニカヴェニニ p. 131, デ
スコルビアック p. 820, ド・ヴァグリ p. 200, ダルソ p.
671, ダンソ p. 334, ヴ・ルセギニ p. 81, ヴ・ニヤラ
p. 1541, ヴ・カセニヨ・ド・サンニフホリックス p. 1568,
ド・フロロ p. 118, ヴ・カセニヨ・ド・グラタン p. 1567,
ド・ラロニク・ド・ヤン p. 848, ド・ヴァニク p. 1389,
ド・ニブニク p. 487, ド・シリアン・ド・グジュニロー
ニ p. 668, ド・カテラン(分家) p. 239, ド・レルム p.
1066, ド・ヴァニニ p. 1735, ド・メリク・ド・モンガ
ゼン p. 500, タヴィザール p. 262, ルロン p. 1314, ヴ・
シロン(父) p. 1747, ヴ・カンボニ p. 124, ヴ・ギンニオン p. 1358,
デガ p. 657, ヴ・カセニヨ・ド・グラタン pp. 1566-1567,
ド・シリアン(伯父) p. 238, ヴ・ロメール p. 918, De

La Roque, op. cit., pp. 258-259, Documents du Haut-Quercy. ヴ・トタリヤン(郷士) p. 52, De La Chesnaye-Desbois, op. cit., ヴ・リヤン tome 13 p. 116, ヴ・タシヤ tome 7, p. 6. Mémoires., フシヨナ p. 128 A. D., Série B 34-241 Contrat de mariage フシヨナ

(4) Mémoires., ヴ・シロン(父) p. 104, ヴ・プロントン p. 108, ヴ・ノヤン p. 114, フラ p. 115, ヴ・ノン p. 123

(5) Mémoires., ヴ・トロシヤン p. 109, フラヤク p. 109, フラヨリヤン p. 111, ヴ・ルサヤナギ・ヴ・ヤン p. 112, ヴ・シロトール p. 113, フリヤン・ヴ・シヤン p. 120

(6) Villain, op. cit., ヴ・カヤリヨ・ヴ・シラタン p. 1567, ヴ・ズネキヤ p. 45, フガ p. 657, ヴ・ヴァグリ p. 200, ヴ・ユルク p. 487, ヴ・ガブリヤ p. 435, ヴ・ギンレヤン p. 1358, フスヨルユノック p. 820, ダルン p. 671, ド・シヨリアン・ド・ペグエイロール p. 668, ド・ルー・ド・サントニコロン p. 1193, ド・ヴィヨヤ p. 131, ド・プロアング p. 1032, デフ・ブールカウヰヨヤ p. 131, ダセザ・ヴ・トウヨニヨン p. 1585, ダンソ p. 334, ヴ・カセニヨ・ド・サンニコリックス p. 1568, ヴ・ラロック・ド・セレ p. 848, ド・トウルニエ(甥で次男の方) p. 1276, ド・シロン(父) p. 1747, ド・フォール・ド・サンニコリス p. 1558, ド・コメール p. 918, ド・ルセギヨ p. 81-82, ルロント p. 1314, ド・カテラン(伯父) p. 238, ド・

十八世紀前半期のトゥールーズ高等法院官僚 (下)

ノヤヤ p. 1066, ヴ・ノン p. 802, ヴ・カンギヨ pp. 124-125, ヴ・シヤンリヨ p. 1541, ヴ・ノヤン p. 549, ヴ・カンヤン p. 1069, ヴ・カテラン(分家) p. 239, ダヴィヤール p. 262, ヴ・シスターノ p. 1202, ヴ・フロ p. 118, ヴ・ブヤン p. 1389, ヴ・メリヤン・ヴ・モンガザン p. 500, Documents du Haut-Quercy. ド・トタリヤン(郷士) p. 52. De La Chesnaye-Desbois, op. cit., ヴ・リヤン tome 13 p. 116. Mémoires., フラ p. 115

(7) Villain, op. cit., ヴ・カンギヨ pp. 124-125, ヴ・メリック・ヴ・モンガザン p. 500, ヴ・カテラン(伯父) p. 238, ヴ・ノン pp. 801-802, ヴ・ノヤン pp. 548-549, ダヴィヤール pp. 261-262, ヴ・カテラン(分家) p. 239, ヴ・シスターノ pp. 1201-1202

(8) Villain, op. cit., ド・カテラン(分家) p. 239, ド・シスターノ p. 1202

二、さて、法院官僚の収入と暮しはどうだったろうか。これにはまず彼らの財産と規模を確定しておく必要がある。一般に、彼らの財産の範囲はアメリカのフランス史家フォードの分類方法を踏襲して三つに分けて考えることができる。⁽¹⁾ 一つは彼の官職評価額とそこから上る官職上の収入。二つには市内の自宅、商業投資、私的財産の上げる収入、都市・国家への貸付金 rentes。三つに

六九 (四〇七)

は土地、すなわち封地 *fiefs* や領土地 *seigneuries*。トゥールーズの法院官僚は多分これら三つ揃いの財産を持っていたと思われる。

『覚書』は法院官僚の財産を具体的な数値によらず、言葉の表現によって七段階に区別している。これを検討したヴィリオ *Virieux* は三グループに区分している。第一グループは「大変裕福」 *très riches*、⁽¹⁾「裕福」 *riches* で六三件、第二グループは「普通」 *médiocres*、⁽²⁾「平均的」 *moyens* で一八件、第三グループは「裕福ではない」 *peu riches*、⁽³⁾「普通以下」 *dérangés*、⁽⁴⁾「貧困」 *pauvres* で三七件である。第一グループが数の上で圧倒的に多いため、ヴィリオは「法院全体が財力の点でゆるぎない安定した状態にあるという印象を受ける」としている。⁽³⁾しかし、どの程度の財産規模を裕福、普通、貧困等と判断しているのか、この『覚書』からでは分らない。『覚書』はド・マニバンについてのみ土地ラント *rente en fonds de terre* 一〇万リーヴルを所有して「裕福」と記しているが、⁽⁴⁾実際クレール *Clair* の研究により、ジョゼフIIガスパール・ド・マニバンは法院きつての資産家であったものと思われる。祖父が十七世紀中葉に死亡した時すでに財産は一〇〇万リーヴル以上と評価されたが、ジョゼ

フIIガスパール自身、父から相続した土地は一〇〇万リーヴル近かったし、この他に法院の評定官職、家具と銀の食器類ごとトゥールーズ市内の家、現金二万リーヴル、ラント等数十万リーヴル相当の動産と妻の嫁資二四万リーヴルを得ており、⁽⁵⁾財産の評価額は一五〇万リーヴルに近かったものと思われる。これに對して、他の法院官僚のそれはかなり低かったものと思われる。一般に、フォードは地方高等法院官僚の財産規模を数十万リーヴル程度としているが、一六八〇〜一七〇〇年期の死後作成の財産目録と遺言状の検討からポレが得た結果によると、三〇〜五〇万リーヴルの財産をもつ人が四人、二〇〜三〇万をもつ人が二人、一〇〜二〇万リーヴルの人が六人、一〇万リーヴル以下の人が四人いて、平均的財産は一〇〜三〇万リーヴルの間であった。⁽⁶⁾ポレの検討した時期と一七一八年に在職した法院官僚の時期とは、トゥールーズとその周辺部の社会、⁽⁷⁾経済動向には基本的に変化はなく、経済は停滞気味であったから、恐らくポレの結論たる平均的財産は一〇〜三〇万リーヴルの間、⁽⁷⁾というのは一七一八年に在職した彼らにも妥当なものと思われる。

こうした財産はどのような種類の収入をもたらすだろ

うか。まずは官職から上る収入。官職には当然官職給与 *gages* がついてくる。この給与は理論上官職価格の一〇〇分の五となっているが、実際には王権は価格を非常に低く、相場の四分の一、五分の一、時にはそれ以下にさえ査定して、三ヶ月に一度支払った。⁽⁸⁾ このため給与は非常に低くなっている。十八世紀の官職任命状 *lettre de provision* では新任評定官の任命される再審部の評定官職、従って法院内の給与序列上最下位の官職で五〇〇リールであったが、年齢規定を満たさず免除証を得て就任した場合は、例えばルイ・ギヨーム・プジョールが満二才で就任したため五〇〇リールの四分の三、つまり三七五リールになったように削減されているのであつた。⁽⁹⁾ これに対し、給与序列上最上位の院長ド・マニバンは一七五九年に六三九〇リールをもらっている。もっとも、彼も一七二一年以前、丸帽子の部長時代には官職収入一切を集めても四六四リール一九スー三ドゥニエにしかならなかったのである。⁽¹⁰⁾ この他に、謝金 *epices*、特別法廷手当 *sabatines* 等がある。これらはよく指摘されるように正確に評価するのは困難である。というのも、謝金は訴訟当事者から直接徴収され、国庫から独立した金であり、半分は訴訟の報告者が取り、半分は列席

した裁判官の間で分配されたし、特別法廷手当は規定の法廷時間外に開かれる特別法廷に訴訟をもちこんだ当事者によって支払われ、列席した裁判官の間で分配されたからである。⁽¹¹⁾ これらの手当はバスタール・デスタンの主張とは異って、年に二万五〇〇〇も三万リールもするのではなく、⁽¹²⁾ 著しく少額である。ド・マニバンのように評定官、丸帽子の部長、院長を歴任した人物でさえ、クレールは年にせいぜい数百リールと推定しているが、これは同じ時期の他の法院官僚のそれと比較してほぼ妥当である。⁽¹³⁾

次には、商業投資、私的財産からの利益、都市・王国への貸付金利子等から上る収入。トゥルーズの法院官僚は十八世紀になると盛んになる商業投資に熱意を示さなかったように思われる。その原因ははっきりしないが、海外植民地、特に西インドとの貿易でにぎわう商都ポルドーと遠く離れていたことも挙げられよう。⁽¹⁴⁾ だから、一七二〇年のジョン・ロー体系 *Systeme de Law* の崩壊に際しても、取引が一時的に不振におちいり、物価の高騰をみたのは事実だったが、⁽¹⁵⁾ 法院官僚で投機による損失を招いた例は見当たらない。クレールはマニバンのような資産家さえ商業投機に手をだしていないことを確認して

(16) いる。その代り、彼らは市内に自宅の他に貸家をもつていて家賃をとっている。これらの家はトゥマスシヤピラ夫人によると、余り大きくはなく、平均して二〇と五〇カンヌ cannes (トゥルーズの一平方カンヌ *canne carrée* は三・二二六平方米だから、⁽¹⁷⁾六四・五二と一六一・三平方米) であった。次席検事ジャンソワ・ド・トゥルニエの父はこうした貸家を八軒所有していたし、⁽¹⁸⁾評定官ピエール・ド・ボワシは立派な自宅オテル・ド・ボワシ *Hôtel de Boissy* の他にムラン街 *Rue des Moulins* とカテル街 *Rue de Catel* に貸家とおぼしき家を所有していたし、⁽¹⁹⁾ド・マニバンに至っては自宅オテル・ド・パン *Hôtel de Pins* の一部を年額一二三リールで賃貸にだしたこともある。⁽²⁰⁾また、彼らは設定ラント (個人への貸付) *rentes constituées* と永続ラント (公団体への貸付) *rentes perpétuelles* へ積極的に投資している。ポレも指摘するように、彼らには手持ちの現金が余りないためか、しばしば設定ラントを気軽にもうける。⁽²¹⁾当時の法定利率は、上限が5%と定められており、トゥルーズではこの利率が破られていた証拠も、⁽²²⁾契約に付加的条項が加えられていた証拠も見当らないから、この決して高率とは言えない利率で、彼らは相互にラ

ントを設定し合ったものと思われる。例えば、ドゥヴリエは官職代金一三万リールを支払うため、一七三九年四月二八日、四〇〇リール、一七四〇年一月六日、二万リール、一七四四年九月二日、六〇〇リール、一七四五年一月一日、一万五〇〇リール、同日、三〇〇リール、同日、一万リール……と、何年にも渡って友人、知人から借金をしては分割払いをしていったが、これらのすべてが設定ラントであった。⁽²³⁾また、彼はある土地 (小高い土地 *terre de penne*) を購入したが、その代金支払いのためラントを設定して、一七五二年二月九日、部長評定官ダガンから六〇〇リール、十一日、部長評定官コレから一万リール、同日、他の人から四〇〇リール、六〇〇リール、十二日、他の人から一万リール、七月一日、八〇〇リール……といった調子で借金している。⁽²⁴⁾ド・マニバンに至っては、ラント設定に際し、こうした設定 (借金) 理由をはっきりさせるため用途を明記させ、⁽²⁵⁾利子は硬貨で持参して支払うよう強制して厳しい取扱いに徹していた。彼の場合、父が約七〇のラントを残してくれて、金額は一〇〇〇〜二万五〇〇リールまでさまざまであったが、ドゥヴリエの場合も同様で、金額は一〇〇〇〜

二万リーヴルまでさまざまであった。⁽²⁶⁾ところで、永続ラントについてもこれまた数の上で少くない。ド・マニバンの永続ラントをみると、ラヴォール Lavaur 司教区、トゥルーズ司教区のラント、モントバン 共同体 communauté de Montauban、トゥルーズ市役所 Hôtel de Ville de Toulouse、ラングドック州当局 Etats de Languedoc、そして最後には、パリ市役所 Hôtel de Ville de Paris のラントを挙げることができる。⁽²⁷⁾彼はこれらから合計すると年に一万リーヴルの利子収入を得ていたから、利子率5%とすれば全体約二〇万リーヴルの永続ラントを設定していたことになる。彼はこれらの永続ラントの内ラングドック州のそれに一番投資して、⁽²⁸⁾四つの契約により年に七三五〇リーヴルの利子を得たが、これは桁はずれであるとしても他の法院官僚もラングドック州のそれには積極的に投資したようである。フォースター Forster によると、一七五九年には、ラングドック州のラント購入者一〇五人中少くとも五五人はトゥルーズ貴族で、その大半は法院官僚であった。彼らの受け取る利子は一〇〇〇リーヴルを越えることはなかったし、多くは五〇〇リーヴル以下であったようだ。⁽²⁹⁾受け取った利子額からみて、投資額が二万リーヴルにも満たな

かったようだが、購入者の数からみて永続ラントの人気をうかがい知れよう。

最後に、土地、要するに封地、領主地から上る収入。周知のように、この時代の貴族、官僚等にとって封地、領主地を所有することは社会的地位の象徴であったから、欠かすことのできない財産であった。従って、法院官僚は当然この土地の拡充につとめ、土地経営に腐心している。もつとも、誤解のないように付け加えておこなら、法院官僚は自ら額に汗して耕作することはなかった。彼らは土地管理人を介して農民に耕作させ、その上りを地代、領主権にもとづく諸税、諸負担を徴集して、これをもつて経営としていたのである。彼らの土地はフランスの指摘によると、トゥルーズの周辺に集中し、半径一五〜二〇キロ以内では非常に多い。⁽³⁰⁾もとより、彼らの土地は同じトゥルーズの弁護士、商人等とまじりあって散在し、同じように農民と分益小作 métayage の契約をし、小麦を生産させていたのであった。ここで言う分益小作制は土地所有者が耕地、役畜、交配用家畜を提供し、小作農が労力、技能、耕作用具を提供する。種子は共同負担であった。生産物は平等な割合で分けられた。分益小作農は農作業の他に収穫物、ワラ、推肥の運搬等

や、ロラゲ地方では、余剰生産物の輸出のため「トゥールーズまで」、「運河まで」、買取人の費用負担で年に二、三回の輸送にも当らなければならなかった。分益小作の契約はますます短縮され、十八世紀には一年が普通であった。⁽³¹⁾ 彼らは、それがドゥヴリエであれ、ダヴィザールであれ、その他の法院官僚であれ、自分の分益小作農と折半した収穫物（小麦）を、自家消費分以外すべて仲買人に売却していた。⁽³²⁾

さて、法院官僚の土地はトゥールーズから遠ざかるにつれて減少する。⁽³³⁾ とは言え、全くなくなる訳ではない。彼らは相続、遺贈、嫁資等によって出身地や関連地方に土地を所有しているからで、中にはアントワーン・ルコントのように土地の一部をオレロン Oleron 島（シャラント Charente 河河口附近の島）に所有している例もある。⁽³⁴⁾ このような中で、例えばアルマニャック Armagnac 地方をみると、デニャン・ドルベサン、ド・マルミエス、ド・マニバンが大土地所有者として顕著である。⁽³⁵⁾ ド・マニバンの場合、土地はコンドーム Condom 周辺の上アルマニャックとバルボタン・レ・テルム Barbotan-les-Thermes 周辺の下アルマニャックに統合されている。下アルマニャックの土地には、マニバン伯爵領とカンパ

ーニュ Campagne 伯爵領も含まれている。しかし、この他にも二大統合地の間にはトゥージューズ Toujouse 男爵領をはじめ二、三の有力な土地が散在しているのである。これらの土地には、領主権が及んでいるから、ド・マニバンはこの権利をふるに行使したがる。⁽³⁶⁾ 彼はトゥールーズ周辺にはほとんど存在しない定額小作 Fermage の契約に依じている。例えば、彼が大商人 négociant のジャン・ロジュガン・ラロッシュ Jean-Jegun Larroche と結んだ契約は九年期限で、ムシヤン Mouchan 領主地、水車とド・マニバンに帰属する諸権利を一括して年額二九〇〇リーヴルで賃貸するものであった。⁽³⁷⁾ このように、土地を分益小作や定額小作にだすことによって、彼らは収入を上げたが、この他にも池は養魚池として利用され、減少しつつあったとは言え、森林は木材を産出した。ド・マニバンは約一〇〇ヘクタールと約二八五ヘクタールの森林を所有し、彼が死亡した時七〇万リーヴルと査定された。⁽³⁸⁾ また、家畜も賃貸にだされたり売却されたりして収入を得ることになる。ドゥヴリエの遺産目録ではヴィルグリの城館 Château de Villegly の項目に、やまやまな動産と共に、二五九頭の羊（二〇六四リーヴル）、二対の牝牛（二三〇リーヴル）、一九頭の有角獣（七五

○リーヴル)、一三頭の緬羊類(五五九リーヴル)、二五四頭の雌羊(一四七〇リーヴル一ハス)、三対の去勢した牝牛(六〇〇リーヴル)、一四頭の牝馬ないし雌馬(七七二リーヴル)が列挙され、合計六四四五・一八リーヴルとある。これが賃賃にだされていた証拠はないが、売却されたら実質いくらになったであろうか。

註

(1) Ford, op. cit., p. 148. この分類方法を踏襲した研究
 として Clair, op. cit., p. 81 以下を参照。
 (2) Virieux, op. cit., p. 48
 (3) Ibid., pp. 48-49 《La prédominance de la première catégorie donne à l'ensemble du parlement un profil général de robuste santé financière.》
 (4) Mémoires., p. 106
 (5) Clair, op. cit., pp. 58-98
 (6) Paulhet, op. cit., p. 200
 (7) Wolff, Histoire de Toulouse, Toulouse, 1974, p. 337
 (8) Marion, op. cit., pp. 250-251; Ford, op. cit., pp. 152-154
 (9) A. D., Série B-1937-1
 (10) Clair, op. cit., pp. 82-83

(11) Bastard d'Estang, op. cit., pp. 253-256
 (12) Ibid., p. 254
 (13) Ford, op. cit., pp. 154-155
 (14) Forster, op. cit., p. 118
 (15) Joseph-Noël, Toulouse à l'époque du système de Law (1715-1722) (Annales du Midi, 1960), p. 246
 (16) Clair, op. cit., p. 92
 (17) A. Domergue, Métrologie du département de la Haute-Garonne, Toulouse, 1939, p. 34
 (18) Thoumas-Schapira, op. cit., p. 323
 (19) J. Chalande, Histoire des rues de Toulouse, Toulouse et Marseille, 1980, p. 38, p. 42, p. 307
 (20) Clair, op. cit., pp. 91-92
 (21) Paulhet, op. cit., p. 203
 (22) Forster, op. cit., p. 108
 (23) A. D., 3E 12058-272 <papier> 159-178 参照。
 (24) Ibid., <papier> 1-12
 (25) Clair, op. cit., p. 93
 (26) 3E 12058-272 <papier> 1-17
 (27) Clair, op. cit., pp. 95-96
 (28) Ibid., p. 96
 (29) Forster, op. cit., pp. 115-116
 (30) Frêche, op. cit. p. 466
 (31) Ibid., pp. 247-248

- (32) Forster, op. cit., p. 74
- (33) Fréche, op. cit., pp. 466-467
- (34) Mémoires, p. 130
- (35) Fréche, op. cit., pp. 467-468
- (36) Clair, op. cit., pp. 97-109
- (37) Ibid., p. 110
- (38) Ibid., p. 118
- (39) A. D., 3E 12058-272 <chateau de Villegly> の項。

三、このような法院官僚は仕事の上ではどのような生活を送っていたのであろうか。トゥルーズ高等法院の年度初めの開廷はサン・マルタン Saint-Martin の祝日の翌日、十一月十二日と決っていた。これはパリ、ボルドー、ディジョン等他の多くの法院の開廷日とも共通している。この日、法院の塔につるされた鐘が大きくならされて、全市に開廷が知らされると、法院官僚は院内の禮拜堂に集団でも向き、精霊のミサに出席した。⁽¹⁾この後、おごそかな開会式が始まる。列席者は盛装である。式の内容はバスタール・デスタンやラピエール Lapière の労作にくわしいが、院長、全法院官僚の誓約、院長の演説等からなっている。⁽²⁾この日は休日で、花火が打上げられ、市民は法院官僚の行進を一目見ようと通りにくりだ

すのであった。⁽³⁾

正式の審問は一週間後に始まる。以後翌年九月一五日の閉廷まで日曜日と移動祭日等による閉廷日以外は法院の業務は続けられた。ここに休日となった祭日を列挙するなら、十一月二日、二五日(法廷のみ開かず)、二九日、三〇日、十二月六日、八日、二二日、二六日、二八日、三一日、一月一日、六日、二〇日、二月二日、三月七日、二五日、四月二〇日、二五日、復活祭の週の水曜日から翌週の水曜までの休暇、五月一日、九日、十七日、十九日(法廷のみ開かず)、六月十四日、二四日、二九日、聖霊降臨の大祝日前夜から木曜日以後までの休暇(法廷は次の月曜日にしか開かない)、七月二日、一二日、二五日、二六日、八月三日、五日、六日、十日、十六日、二四日、二五日、九月八日である。⁽⁴⁾祭日の多さに驚ろかされるが、これらがトゥルーズの法院のみの定めた祭日であることに注目しておこう。いずれにしても、九月十五日から十一月十二日までの連続二ヶ月の休暇期間以外に一週間以上の休暇二回、祭日三七日を数え、更に日曜日を休んでいるから、たとえ祭日と日曜日がかさなろうとも、三〜四日に一度は休みの日となる勘定である。法廷のある日、法院官僚の執務時間は早い。カルメ

表六 Bastard d'Estang, op. cit., pp. 201-202 から作成。

8:00	9:00	10:00	11:00	夕方2~3時間
月		大 審 部		再 審 部
火		大 審 部		
水		刑 事 部		
木		大 審 部		
金		刑 事 部		
土	予 審 部			

会修道院の鐘の音を合図に、夏期は五時、冬期は六時に仕事が始まる。⁽⁵⁾ 公判日は表六のような曜日、時間によって置かれている。公判の時間は普通二時間だが、場合によっては延長して三時間となる。⁽⁶⁾ 以上が特別の事情がない限りくりかえされる法院官僚の仕事上の予定だが、若手の多い予審部、再審部の公判日は少なく、ヴェテランの多い大審部、刑事部ほど公判日が多く、忙しい思いをしている

模様である。彼らは原則として毎日登院したらしく宅調日は見当らない。『覚書』は彼らの多くを、「裁判所の仕事に熱心」、「専念」、「好き」、「裁判所にこもる」、「入りびたり」といった表現で評価している。⁽⁷⁾ これは例えば、院長フランソワ・ド・ベルチエ、丸帽子の部長ジョゼフ・ド・コレ以下、ボナヴァンチュール・フランソワ・ド・コスタ、アントワヌ・ド・サン・ロラン、ジャン・フランソワ・ド・ボリスタ、ジャン・ド・レイモン、ジャン・フランソワ・ド・トゥゼニオン、エマニュエル・ルイ・ド・カンボン、ドミニク・ド・バスタール、ジャン・ロイニャス・ド・ボジャ、ベルナル・デニャン・ドルベサン(父)、ジャン・ジャック・ド・クルトワ、ジャン・ド・ルセギエ、フランソワ・マリオット、マリ・ジョゼフ・ル・マズィエといった人々である。⁽⁸⁾ また、その他多くの官僚についても仕事上の能力を詳細に指摘することによって、『覚書』は暗に彼らが律気に登院している状況を肯定しているが、一七七八年の時点では全然、あるいはほんたに登院していない人物についても指摘している。イアサント・ド・ラロックはめったにでてこないし、ジャン・ジャック・ド・コロンジュ・ド・ロリエールはほとんどいつも欠席して自分の領地にいる。⁽⁹⁾ ジョゼフ・ガス

パール・ド・マニバンもこの当時は「いつもパリに滞在しているため」州内では知られていなかったし、ジャン・フランソワ・ド・トゥルニエ(兄)は「ここ四年パリで生活している」し、フランソワ・ド・マルスリエに至っては、官職入手のため、たった一度トゥルーズに来たことがあるだけであつた。⁽¹⁰⁾ 彼らの所属部門をみると、ジョゼフリガスパール・ド・マニバンが責任ある丸帽子の部長であることは意外だが、その他四人が予審部と再審部という新人や年齢規定に満たない見習官僚の多い部門に所属していたことは法院の審問にできるだけ影響を与えないようにする法院の配慮であろう。

次に、彼らの住いはどこにあるのだろうか。彼らは農村部に土地と共に城館を所有していた。従つて、法院の二ヶ月に及ぶ休暇や季節のよい頃の休日には、一家や親しい友人と共に、彼らはそこに出かけて行った。アンリ・ベルナル・ド・サットが自分の土地の一つに友人と共に出かけると、その途中で件の土地の城館が火事で焼け落ちたところだ、と知らされた⁽¹¹⁾のも、こんな休暇か休日のでき事であつたのであろう。ジョゼフリガスパール・ド・マニバンのように、自分の土地が遠くにあるため、住い用にわざわざブラニャックの城館 *Château de*

Bagnac を購入している例もある。⁽¹²⁾

しかし、彼らの多くにとって主たる住いはやはり市内の家であつた。フォースターによると、厳寒期には、貴族が農村部の城館からトゥルーズ市内に冬をすごしにやってくる程であるから、⁽¹³⁾ 法院の開廷日はもちろんのこと、厳寒期にも、彼らは市内の家にとどまったものと思われる。彼らの家は莊重ではあるが野暮つたい、あのラングドック特有の美的感覚を前面にだした赤レンガの建物で、正面には、多いと窓が七つまでとりつけられ、通常は三階建、正面の背後には内庭、母屋がある。⁽¹⁴⁾ これらの家の多くは十六世紀、十七世紀に建設されたが、建築美術上代表的な例は有名なアセザ館 *Hôtel d'Assézat* であろう。トゥルーズ建築史上不朽の名を残した親方石工 *maître-maçon* ニコラス・バシヤック *Nicolas Bachelier* が大青商人ピエール・ダセザ *Pierre d'Assézat* の命び着工したのは一五五五年のことであつた。完成したアセザ館は社会的上昇を象徴し、トゥルーズきつての金持ちたることを誇示して、最も高い塔(三五メートル)をそなえた館となつた。以来この館は一七六一年に売却されるまで、アセザ家の住いとなつた。⁽¹⁵⁾ しかし、古く由緒ある法院官僚の館が同じ家門に維持されて十八世紀まで使用さ

れている例は少ないように思われる。多くの家門が家系の断絶や没落によって自分の館を手放している。かくて、例えば一五二八年建築された初期トゥルーズ・ルネサンスの傑作、パン館 Hôtel de Pins はド・マニバン家に、一五二九年建築された優美なルネサンス式のジャン・ウルモ館 Hôtel de Jean Ulmo はド・ロンブラーイ家に移っているのであった。⁽¹⁶⁾

こうした彼らの住いは十六世紀には、ラ・ダルバード通り rue de la Dalbade、ラ・フォンドリ通り rue de la Fonderie、ラ・フアラオン通り rue de la Pharaon、ヴィュー・レザン通り rue du Vieux Raisin にびっしりと軒をつらねたが、十七世紀以来ナザレ通り rue de Nazareth をつたわって北上し、サン・テチエンヌ Saint-Etienne 大聖堂周辺まで及んだ。⁽¹⁷⁾ そこで、シャランド Chalande、ムジユレ Mesuret の研究により検討してみると、一七一八年当時、彼らが確実に住んでいたと思われる家の所在が判明するのは四七軒、同居（ド・プロジヤン父子、ド・サン・ロラン父子、ド・カーズ父子、ド・ベルチエと妻の親戚フランソワ・ド・カテラン、ド・ラフォン・ヴェドリと娘一家ル・マズイエ⁽¹⁸⁾）五人、計五二人分である。以下、これを一覧表にすると、表七のよ

十八世紀前半期のトゥルーズ高等法院官僚（下）

表七 Chalande, Histoire des rues de Toulouse, Toulouse, use, 3 vol., Marseille, 1980; Mesuret, Evocation du vieux Toulouse, Marseille, 1978 の該当の項から作成。

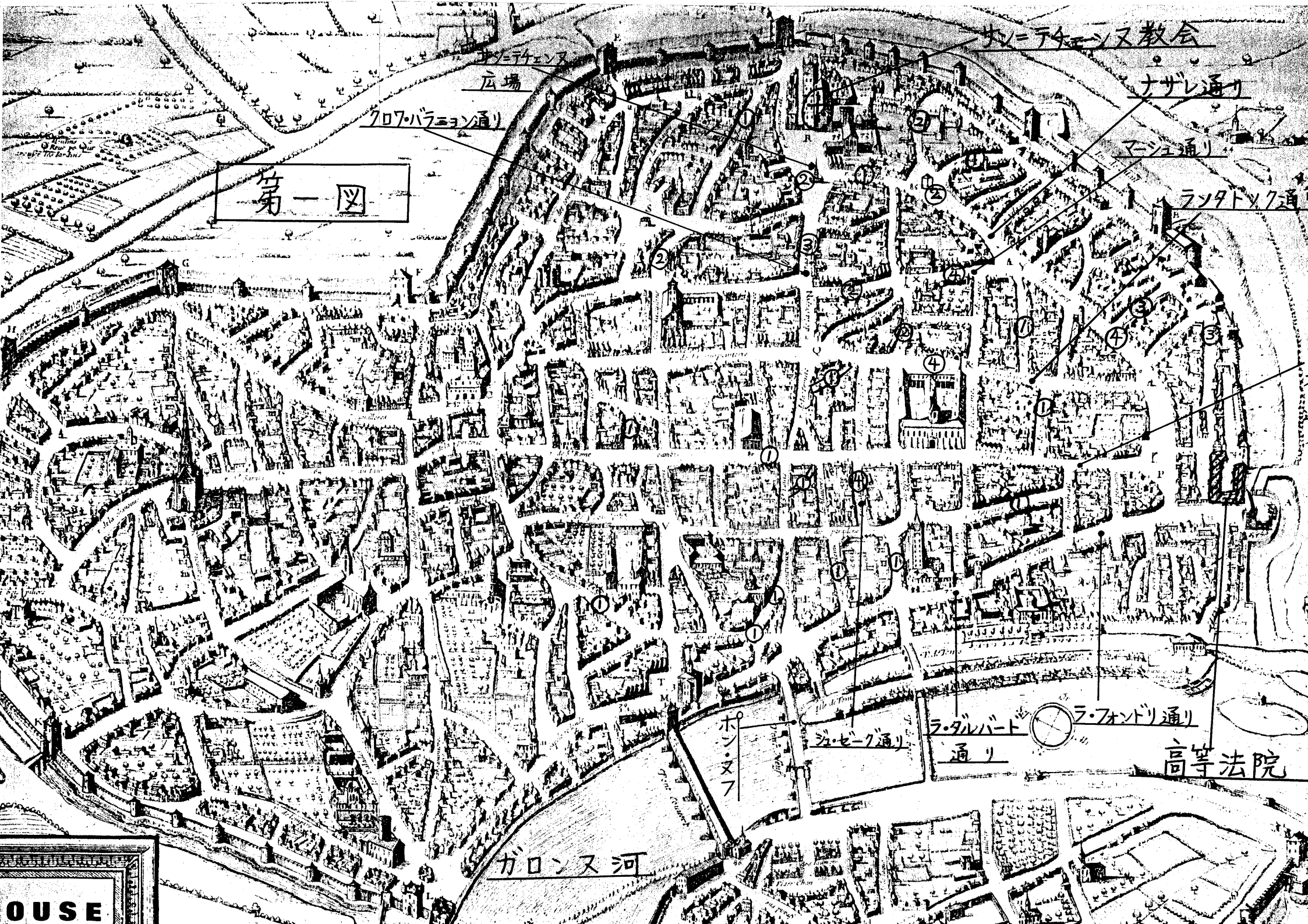
○	ド・ベルチエ	カンテグリル通り
○	ド・シロン	クロワ・バラニオン通り
○	ド・マルミエス	サン・ジャック通り
○	ド・ニユプス	レシャルプ通り
○	ダस्प	ナザレ通り
○	ド・マニバン	ラングドック通り
○	ド・コレ	ド・トゥルニエール通り
○	デニャン・ドルベサン	マージュ通り
○	ド・ブタリック	サント・スカルブ広場
○	ド・プロアング	クロワ・バラニオン通り
○	ド・スノ	ダストルグ通り
○	ド・ラーヌ	ペイロリエール通り
○	ド・プロジャン（父）	マージュ通り
○	ド・ルキ・デスカロンヌ	サン・ルメジ通り
○	ド・ブルタ	クロワ・バラニオン通り
○	ド・ラフォン・ルイ	フェルマ通り
○	ド・ロンブラーイ	ニノ通り
○	ド・サット	ジュ・ゼーグ通り
○	ド・フォール・ド・サン・モリス（父）	ラ・プロ通り
○	ド・サン・ロラン（父）	ラングドック通り
○	ド・ボワシ	デ・レガン通り

七九（四一七）

ド・レイモン	デ・コフル通り
ダセザ・ド・トゥピニョン	ダセザ広場
ド・ラフォンソヴエドリ	デュ・スクリュ通り
ド・カテラン(伯父)	カンテグリル通り
ド・カンボン	サンソテチエンヌ広場
ド・ジュージユ・ド・ブラ	デ・コフル通り
サク	
ド・カテラン(甥)	デ・シャンジュ通り
ド・レ	ラ・マドレーヌ通り
デュ・ブールカヴェニユ	サントニスカルブ広場
ダルブ	デュ・ピユイソヴエール広場
ダンソ	サンソテチエンヌ広場
ド・コメール	ナザレ通り
ド・ロケット	ジュ・ゼーグ通り
ド・ルセギエ	ジュ・ゼーグ通り
ド・シャルラリ	サンソジャック通り
ド・プロジャン(息子)	マージュ通り
ド・カース(息子)	デ・フルール通り
ド・フコ	トロザージュ通り
ド・カース(父)	デ・フルール通り
ドリオル	デ・フルール通り
ド・パピユス	マージュ通り
ド・フォール・ド・サン	ナザレ通り
モリス(息子)	
ド・サンソロラン(息子)	ラングドック通り

ド・ルー・ド・サントニコ	デュ・カナール通り
ロンブ	
ドウヴリエ	ラングドック通り
ニコラ	ラ・ダルバード小路
ド・シャルヴェ・ド・ラ	トロザージュ通り
ファヴリ	
ド・ブスケ	デ・コフル通り
ド・コサド	デュ・カナール通り
ダヴィザール	ナザレ通り
ル・マズイエ	デュ・スクリュ通り

うになる(家名の上に丸印がついたものはラメ Ramet が美術的価値の高い館と指摘したものである)⁽¹⁹⁾。これら を更に「通り」、「広場」ごとに軒数をまとめ、市内地図 に記入したのが第一図である。この分布図によって明らか なことは、先に指摘したラ・ダルバード通り、ラ・フ ォンドリ通り、ラ・ファラオン通り等には十六世紀とは 異って法院官僚の館が見当らず、ナザレ通りを中心にし た北方のサンソテチエンヌ教会までの通りと市内ほぼ中 央を東西に横断するラングドック通りの間に集中してい ることにある。要するに、彼らの住いは市内東地区内で、 その中では北上しつつあったのだ。半数弱の住いから断 定を下すのは早計だが、これは一つの傾向とみることに



第一図

サン・テチエンヌ教会

ナザレ通り

マシエ通り

ランタトック通り

サン・テチエンヌ

広場

コロバラエオン通り

ボンヌヌフ

シ・セーグ通り

ラ・タルバート通り

ラ・フォンリ通り

高等法院

ガロンヌ河

HOUSE

できよう。

かくて、彼らの住いは市内でも一定地区に比較的集中していることになる。しかも、住いのいくつかは美術的価値まで高い館であつて、格調高い、落着いた雰囲気につつまれていたものと思われる。彼らは法院退庁後や休日には、このような落着いた雰囲気の中で生活したのであろう。しかし、彼らの住いは他の階層の人々にくらべれば、単に立派であつたばかりでなく、床面積も広がつたと思われる。どの館も普通の住宅を五軒、六軒と買収、取壊して跡地に建設されたのであつた。ド・プロアングの館に至つては一三〇〇平方メートル以上という巨大なものであつた。⁽²⁰⁾ド・マニバンの住いはこれ程大きくないと思われるが、十六世紀以来所有者が変るたびに増築され、十七世紀中葉の時点でクレールの指摘によると次のような館となつてゐる。まず、館の外見は初期ルネサンス式で、小さな中庭と六角形の塔をそなへてゐる。建物は二つの主要部からなり、両者は廊下で結ばれてゐる。部屋は小部屋三、普通部屋六、天井の低い部屋二、衣裳部屋一、天井の低い広間一、天井の高い広間一、書齋二、家禽飼育場一、台所一、地下室二、小部屋付の厩二、穀物倉一である。⁽²¹⁾このような住いで生活を維持し

て行くためには、当然召使いを使用した。ド・マニバン家の場合、使用人は執事から床みがきまで含めて十七人だつた。⁽²²⁾しかし、これは異例のことで、多くの法院官僚にとつては、住いはもつと質素で、使用人も少なかつた。クレールによると、当時トゥルーズの法院官僚の使用人は平均六人であつたのだから。⁽²³⁾しかし、住いのある地区、広さ、召使いの数は彼らをブルジョワジーのような他の階層と異つた独特の社会集団にして、近よりがたいものにしてゐた。

註

- (1) Bastard d'Estang, op. cit., pp. 145-147
- (2) M.E. Lapière, Le parlement de Toulouse, Paris, 1875, pp. 55-56
- (3) Forster, op. cit., p. 18
- (4) Bastard d'Estang, op. cit., pp. 631-632
- (5) Ramet, Le capitoule et le parlement de Toulouse, Toulouse, 1926, p. 145
- (6) Bastard d'Estang, op. cit., pp. 201-202
- (7) Mémoires de *de* 例 *de* p. 104 《fort occupé à remplir les devoirs de sa charge》, p. 110 《livré ab-solument a son mestier》, p. 114 《appliqué uniquement

- aux affaires du Palais», p. 114 《uniquement occupé des affaires....du Palais», p. 119 《il ne laisse pas d'aimer son mestier et de s'y appliquer assez pour le connoitre》 〇トハ云々其時々の云々云々。
- (8) Mémoires., p. 104, p. 106, p. 110, p. 113, p. 114, p. 116, p. 118, p. 119, p. 120, p. 121, p. 126, p. 130.
- (9) Mémoires., p. 128, p. 125
- (10) Mémoires., p. 106 《tousjours à Paris, et par conséquent peu connu dans la Province》, p. 128 《en Paris depuis 4 ans》, pp. 125-126.
- (11) Biographie toulousaine. tome II, pp. 386-387
- (12) Clair, op. cit., p. 92
- (13) Forster, op. cit., pp. 155-156
- (14) Coppelani, op. cit., p. 84
- (15) Wolff, Histoire de Toulouse, pp. 261-263; R. Mesuret, L'Hôtel d'Assézat, Toulouse, 1961, pp. 47-54. 〇ト云々 Chalande, op. cit., première partie, pp. 431-445; Mesuret, Evocation du vieux Toulouse, Marseille, 1978, pp. 375-378
- (16) Chalande, op. cit., première partie, p. 262, pp. 263-267; deuxième partie, pp. 303-312
- (17) Coppelani, op. cit., p. 87
- (18) Chalande, op. cit., deuxième partie, p. 144; première partie, p. 250, p. 352; Mémoires., pp. 114-115

(19) Ramet, Histoire de Toulouse, pp. 376-396, pp. 539-541, pp. 628-631; Le capitoule et le parlement de Toulouse pp. 145-150

(20) Chalande, op. cit., deuxième partie, pp. 113-114

(21) Clair, op. cit., pp. 90-91

(22) Clair, op. cit., p. 130

(23) Clair, op. cit., p. 130. 尚'フランス革命期のトタルース高等法院官僚の財産を検討したサンタッタ Sentou トヨハ云々' 十八世紀末の法院官僚の使用人数は三人から一五人まで平均七人であった。J. Sentou, Fortunes et groupes sociaux à Toulouse sous la révolution (1789-1799), Toulouse, 1969, pp. 105-106 参照。 J. P. Gutton, Domestiques et serviteurs dans la France de l'ancien régime, Paris, 1981, pp. 43-47 トハ'トタルースの法院官僚の他ト'プリ'エグ'ヒザン'ヒプロヴァ'ンス'レンヌの法院官僚の使用人数について手際のような要約がある。

四' 彼らは法院の仕事以外ではどのような生活を送ったのであろうか。『覚書』は一部の学究肌の法院官僚について書齋にとじこもりきりだと指摘している。これは例えば評定官のシヘルマン・ダルブ、⁽¹⁾ 主席検事のマリージョゼフ・ル・マスィエについて言える。彼らの関心は知

的好奇心からでたもので、中にはアンリロベルナル・ド・サットのように、大の文学好きや、ヨーロッパのいろいろな宮廷に知人のいるジョルジュマチアス・ドトリヴのように、小説家と言われている者や、ジャンロジヨゼフ・ド・スノのように、文筆家と言われている者もいる。⁽²⁾しかし、ジャンロフランソワ・ド・サンロランほどさまざまな分野に関心を持ち、愛書家の域にまで達した者も少いであろう。彼は気が多くて、一度に沢山の学問に関心をいだいた。法律、形而上学、自然研究、詩、弁論術、歴史についてである。パリに遊学した折には、フォントネル、ラモットロウダール Lamoignon-Dartとも親交を結んでいる。こうして培われた知識はきわめて深かったが、彼には、視力が非常に弱いという欠点があった。このため、彼は二折判の本は重くて読むため目のそばにもって行けなかったので、普段は二折判の本を二冊買い、一冊はコレクション用に残し、もう一冊を読みやすいようにばらばらにしたものだった。彼の蔵書はこのようにして集められることによりトゥルーズで最も揃っている蔵書の一つになった。⁽³⁾

また、このような書齋人、愛書家の中から著作を残す人も現われている。ジャン・ド・ルセギエは多数の詩や

演説集を残したばかりか、『トゥルーズ高等法院史』*Histoire du parlement de Toulouse*、『著名判例集』*Arrêts notables*、それにヴァニエール神父 *Père Vanière* (イエズス会士) の詩集『田園の農場』*Praedium rusticum* 十三巻のフランス語訳も残している。これらは惜しいことにいずれも刊行されなかった。⁽⁴⁾シャルルロジエロ・ド・ブスケは歴史を書き残している。主著には『ラファイユがペンを置いた一六一〇年からトゥルーズ年代記の続きとして役立つ回想録』*Mémoires pour servir à la continuation des Annales de Toulouse depuis 1610, où Lafalle a fini.* (要するに、中世から伝わる有名な『トゥルーズ年代記』の続きを目指したもの) の他に、『トゥルーズの古い市壁とナルボネ城館の研究』*Disserations sur les anciens murs de Toulouse et sur le château Narbonnais*、『一六二二年十一月二十九日におけるルイ十三世の当市入城詳細録』*Une description très détaillée de l'entrée de Louis XIII dans cette ville le 29 novembre 1621* があり、後の二著は刊行された。⁽⁵⁾

他方、『覚書』は一部の法院官僚について人付き合いのよさや食事を共にすることに言及し、暗に社交の存在を指摘しているように思われる。例えば、アントワーム・

ド・サンロラン、ピエールルイ・ド・ラブル、ジャン・マチアス・デュ・ブールカヴェニユ、ガスパール・ド・カセニヨ・ド・サンリフェリックス、フランソワ・マリオットといった連中は「温和で人付き合いがよい」とか、「人との交際では好かれて」と指摘されている⁽⁶⁾、ジャック・ド・クラリに至っては遊び好きで「人の家によく食事に行く」ようだし、大の文学好きで先に指摘したアンリベルナル・ド・サットは「毎日宴会」を開いており、『覚書』は「これにより、彼のところに一派ができあがる恐れがある」とする程であった⁽⁷⁾。このような社交の中で、丸帽子の部長から院長に昇格したジョゼフ・リガスパール・ド・マニバンの場合もひとときわ派手であったように思われる。彼の場合、法院における地位から単に法院官僚との社交だけでなく、対外的な社交もあり、よそから立ち寄った注目すべき旅行者の接待、宮廷の慶事の祝い（結婚、誕生、戦勝）等につとめねばならなかった。クレールによると、一七二五年のルイ十五世ご成婚の際のトゥルーズ市主催感謝式、一七四四年の国王の病氣回復感謝式が例に挙げられているが、これらはいずれも彼にとって、体面を維持するためとは言え大変な出費となったのであった⁽⁸⁾。

以上、書齋にとじこもる書齋人、読書人や社交、交際に身を入れる社交人の生活をかいま見たが、これらの法院官僚ばかりか、他のまだ言及しなかった官僚も、法院の仕事以外ではさまざまな生活を送ったのであった。

この時代のトゥルーズは他の地方中心都市と同様、社会的、文化的機能をもっており、さまざまな楽しみを享受することができた。有難くないことに、トバク場まで開設されていて、品行のよくない法院官僚の中には、そこにひんぱんにかよう者もあったとみえ、『覚書』はクレマン・ジョゼフ・ド・カリーズについて「娯楽に徹している」と指摘していたし、ジェロ・ド・ラロック・ド・セレについては「本業の賭博を楽しむ」と断定しているの⁽⁹⁾であった。しかし、多くの場合、彼ら法院官僚の楽しみは健康的で知的だった。書齋人、読書人を上お得意とした本屋は十七軒もあったし、読書クラブの出現も間近だった。サロンは十八世紀後半期になると、盛況をきわめることになるが、すでにアカデミーは知的基盤を築き上げていた⁽¹⁰⁾。

十四世紀に起源をもつアカデミー、詩文会 *Jeux Floraux* は一六九四年ルイ十四世の公開状によって創設されたし、一七二六年には音楽アカデミーが創設され、二九

年ポルドーをモデルに改組され、四六年公開状を与えられたし、一七二九年には科学アカデミー Académie des Sciences が創設され、四六年には王立科学、碑銘、文学アカデミー Académie royal des Sciences, Inscriptions et Belles-Lettres に改組された⁽¹¹⁾。これらの中で特に重要なのは詩文会と科学アカデミーである。詩文会は事務総長 chancelier 一人、報告審査員 censeurs 二人、会計係 dispensateur 一人、終身書記 secrétaire perpétuel 一人と会員 mainteneurs 三五人で構成されているが、会員の多数派は法院官僚からなっている⁽¹²⁾。これはトゥルーズにおける知識人、教養人の代表が法院官僚であり、自宅で開いたサロンがアカデミー創設の基礎をなしたからである⁽¹³⁾。ロッシュ Roche は詩文会会員の社会的出身階層を検討しているが、これによると、官職貴族 noblesse d'offices の数は革命までに八五人を教え、二位の肩書きの貴族 noblesse titrée 一三人、上層修道聖職者一三人を大きく引き離しているのであった⁽¹⁴⁾。詩文会は例会を開き、研究成果の報告をきき、会員相互による意見の交換を試みている。一六九六年から、詩文会は規定によって研究成果の報告集 Recueil を発行しているし、課題を設定しては論文募集をしている。論文募集は一七〇八〜一七八八年

十八世紀前半期のトゥルーズ高等法院官僚(下)

に五七回行っているが、バリエール Barrière に言わせると、ありふれた課題に終始したのであった⁽¹⁵⁾。この詩文会の会員となるには、トゥルーズ在住で、年齢二二歳以上となり、文芸を愛好し、しかるべき身分に属していなければならなかった。このような要件を満たした法院官僚の会員としては、ジャン・ド・ルセギエ、アンリ・ベルナル、ド・サット、ジャン・フランソワ・ド・サン・ロラン等、書齋人、愛書家で知られた人の他に、院長フランソワ・ド・ベルチエ、次席検事クロード・ダヴィザール、丸帽子の部長ジョゼフ・ガスパール・ド・マニバン等法院幹部がみられるのであった⁽¹⁶⁾。中でも、ジョゼフ・ガスパール・ド・マニバンは法院の部長 president だけが事務総長になれる伝統に従って、一七二三年から四〇年近く事務総長として活躍した⁽¹⁷⁾。

科学アカデミーは自然科学系の学問研究と発表の場として創設された。創設のため奔走した人々の中には、丸帽子の部長ジャン・シヨルジュ・ド・ニユプス、例のジョゼフ・ガスパール・ド・マニバン、評定官のシャルル・シエロ・ド・ブスケ等があり、初代議長には上述ニユプスが就いている。四六年、科学アカデミーとして正式に発足した時には、主として法院官僚出自の貴族会員

八五 (四二三)

は五一%を占めたといふ。⁽¹⁸⁾

信仰もまた仕事以外の生活で大きな比重を占めていた。周知のように、トゥルーズはプロテスタント(ユグノー Huguenots)の多かつたラングドック地方であつて、カトリック教徒の伝統的な牙城であつたし、もはやナントの勅令 *Edit de Nantes* 以後、プロテスタントは建て前上存在しないことになつていた。デュベダ *Dubédat* はトゥルーズの高等法院に、すでにプロテスタントは残留してないことを指摘している。⁽¹⁹⁾ にもかかわらず、『覚書』は法院官僚に四人のプロテスタント(ユグノー)を指摘する。すなわち、フランソワ・ド・フォール・ド・サン・モリス、ルイ・ド・ジュージュ・ド・ブラサク、ジャン・ジャック・デスコルビアック、サロモン・ド・フォール・ド・サン・モリスである。⁽²⁰⁾ この内、ジャン・ジャック・デスコルビアックはプロテスタントの牙城の一つ、モン・タン *Montauban* の出身である。⁽²¹⁾ この他に、『覚書』は信仰のない者としてフランソワ・ド・マルスリエを指摘する。⁽²²⁾ しかし、残余の大多数について、『覚書』はカトリック教徒であることを前提に、彼らがモリニスト *Moliniste* か、ジャンセニストか、無関心かの色分けを試みている。⁽²³⁾ この場合のモリニスト、ジャンセニスト

の意味はその言葉の本来もつ意味をやや離れて、一七一三年だされたジャンセニズムを非難するユニゲニトウス教書 *Bulle Unigenitus* に対する賛成(モリニスト)と反対(ジャンセニスト)に基準を置いているのであつた。実のところ、ユニゲニトウス教書はだされると、フランスの司教全員による承認と全高等法院における国法としての登記を得ることができ、⁽²⁴⁾ ここに一応教書問題は完了したかのように思えた。ところが、ルイ十四世が死亡すると、ユニゲニトウス教書に対する反対の声が上る。パリ大学神学部、高等法院等は公然と教書を非難する。ついに、ミルポワ *Mirepoix* の司教等一部のジャンセニストはユニゲニトウス教書の上告文書を作成する。このようない連の動向に対処するため公布されたのが、一七一八年ローマ教皇庁によつてだされたパストラリス・オフィキイ教書 *Bulle Pastoralis Officii* であつた。これはユニゲニトウス教書に服従しない者を破門者とみなすという内容であつた。しかし、パリ高等法院は教会法に反する布告として反対、トゥルーズ高等法院もこれに同調した。結局、パストラリス・オフィキイ教書は破棄され、一七二〇年には、王権はこの対立を終結させるため、『一七二〇年の和解』 *Accommodement de 1720* を得て、布

告したのであった。⁽²⁵⁾このような歴史的状況下における三者の分類は王権にとって現状把握のため貴重だが、コバシが「法院官僚のジャンセニズムは質的には非常に疑わしい」と指摘しているように、どこまで本当に信じられているものか、いささか心もとないのが実情であることに留意しつつ表にしてみると、表八のようになる。ジャンセニスト、モリニストほぼ同数だが、熱心な人々も同数だし、更に大立物とみなし得る人物についても、ジャンセニストでは、ジョルジュ・マチアス・ド・トリヴ、フランソワ・ド・ルー・ド・サントロクロンブ、フランソワ・ド・シャルヴェ・ド・ラ・ファヴリの三人、モリニストでは、ジャン・ド・パララン、フランソワ・ド・

表八 Mémoires sur Mrs du parlement de Toulouse pp. 104-131 から作成。

無	関	心		63
熱	心	な	ジャンセニ	7
明	確	な		6
どちらかと言えば				14
熱	心	な	モリニスト	7
明	確	な		9
どちらかと言えば				13
指	摘	な	し	8
合			計	128

十八世紀前半期のトゥールーズ高等法院官僚(下)

カテラン、ポール・カーズの三人と同数で、トゥールーズ高等法院では、ジャンセニスト、モリニストの両勢力は拮抗しているとみてよいであろう。⁽²⁷⁾

しかし、信仰心は一般に低下し始めていたきらいがある。もちろん、法院官僚は、上述の官僚を別にすれば、まだ、カトリックの厳然と支配する世界に身を置いている。法院の規約は付属の礼拝堂で毎日ミサをあげ、官僚に出席することを命じていたし、⁽²⁸⁾同僚には聖職評定官職、俗人評定官職を問わず聖職者が就いていた。その数十一人で、中にはサン・エチエンヌ Saint-Etienne 大聖堂の教会参事会員 chanoine 三人、モンプリエのサン・ピエール Saint-Pierre 大聖堂の教会参事会員一人を数えているし、法院官僚の兄弟、子弟等にも、多数の聖職者を数えるのであった。⁽²⁹⁾にもかかわらず、彼らは兄弟会 confrerie への参加を次第にないがしろにしていた。代表的な兄弟会には、一五七六年創設の黒贖罪会 Penitents Noirs、青贖罪会 Penitents Bleus、一五七七年創設の灰贖罪会 Penitents Gris 等があり、⁽³⁰⁾十七世紀には市民の積極的参加により、活動も盛況であった。青贖罪会は貴族、特に法院官僚の参加比率が高いことで有名だが、会員は一七五〇年頃で約一〇〇〇人、週一回金曜日

に集まって祈り、悔悛し、献金し、慈善事業を行っていた。しかし、この会は衰退の一途をたどったようだ。会員数は減少しつつあったし（一七七八年には、五三四人）、悔悛は忘れられ、献金は集まらず、慈善事業は軽視されるに至った。⁽³¹⁾ ジョゼフ・リガスパール・ド・マニバンは一七二二年院長に任命された直後選ばれて会長 *Prieur* になったが、多忙を理由に翌年辞任している。トゥルーズでは、このような贖罪会に入会することは、献身的でカトリック主義に熱意のある人、ジャンセニズムを受け入れない人、啓蒙思想に反対の人の集まる陣営へ所属することを示す絶好の機会であったのだ。⁽³²⁾ しかるに、このような贖罪会から足が遠のいて行くことは、もはや、ジョゼフ・リガスパール・ド・マニバンのようにちよつとだけ顔をだしてつきあい、義理をはたせば後はどうにでもなるそんな雰囲気の状態を示しているように思われる。

信仰心が低下したとしても、それが直接法院官僚のモラルの低下、更には犯罪等をもたらしたと言えるであろうか。彼らの犯罪は決してめずらしいものではない。一五三六年発覚したウルモ事件 *affaire Ulmo* は余りにも有名である。⁽³³⁾ 『覚書』も特定の法院官僚のモラルの低下、

犯罪を指摘する。例えば、丸帽子の部長ジャック・リッブ・ド・シロンは「ペテン師を保護した嫌疑がかけられてい」て、重きをおかれていないし、評定官ジョゼフ・イニャス・ド・ラボーナは一七一八年八月現在毒殺のかどで起訴されているし、評定官マリッジ・ド・カブレイロール・ド・ヴィルパソンは史料上在籍者の如くに扱われているが、一七一三年貨幣偽造罪の判決により、評定官職を剥奪されたのであった。⁽³⁴⁾ 高等法院官僚という最高位の法の番人にしてこのていたらくはあきれる他ないが、対人犯罪から対物犯罪へ、暴力から窃盗へ移行した⁽³⁵⁾ 十八世紀にあって、わずか三人の犯罪に両様の特色を見ることができるのは興味深い。しかし、信仰心の低下が生じたとしても、なお大多数の法院官僚はトゥルーズ市民の尊敬を集めていた。例えば、『覚書』はアンリ・ド・ブルタが院内ばかりか巷間でも高く評価され、尊敬されていたことを指摘しているが、同様の事例は⁽³⁶⁾ 『覚書』を詳細に検討すればきりが無いほどである。これは名誉を重んずる儀礼と品位ある社会にあって序列上、上位の者にいだけ自然の感情だったのである。カスタン *Castan* は十八世紀末ですら、裁かれる側の犯罪者も彼らのことを敬意をこめて語ったと指摘している。⁽³⁷⁾ 要する

に、彼らは一部に犯罪者をだしながらも、全体として
王権の付託にこたえて法秩序を守り、市民の教養を養
っていたとみてよいであらう。

註

- (1) Mémoires, p. 121, p. 130
- (2) Mémoires, p. 108, p. 111
- (3) Biographie toulousaine., tome II, pp. 371-372
- (4) Biographie toulousaine., tome II, pp. 275-276
- (5) Biographie toulousaine., tome I, p. 71
- (6) Mémoires., p. 113 «estimé et aimé dans la Com-
pagnie et dans la Province», p. 117 «aimé dans le
commerce du monde», p. 119 «d'un caractere doux
et liant», p. 122 «d'un caractere de bonne société»,
p. 126 «d'un caractere doux et liant»
- (7) Mémoires., p. 113 «assidu parasite aux bonnes
tables», p. 111 «donnant tous les jours a manger et
par là assez dangereux pour former chez luy un
party»
- (8) Clair, op. cit., pp. 133-135
- (9) Mémoires., p. 123 «adonné a ses plaisirs», p. 124
«faisant sa principale occupation du jeu»
- (10) Ramet, Histoire de Toulouse, p. 603, p. 613

十八世紀前半期のトゥールーズ高等法院官簿 (一)

- (11) P. Barrière, Les académies et la vie intellectuelle
dans la société méridionale au XVIII^e siècle (An-
nales du Midi, 1950) p. 344; Wolf, op. cit., pp. 365-
367; Ramet, op. cit., p. 600
- (12) Wolf, op. cit., p. 365
- (13) D. Roche, Le siècle des Lumières en Province,
Paris, 1978, tome I, p. 26
- (14) Roche, op. cit., tome II, p. 432
- (15) Barrière, op. cit., p. 346
- (16) Biographie toulousaine., 2^e • 2^e partie tome II, pp.
275-276 2^e • 2^e partie tome II, pp. 386-387 2^e • 2^e part
2^e tome II, pp. 371-372; Villain, op. cit., 2^e • 2^e
2^e partie p. 45, 2^e partie 2^e partie p. 262; Clair, op. cit.,
2^e • 2^e partie p. 139
- (17) Clair, op. cit., pp. 139-140
- (18) Wolf, op. cit., p. 366
- (19) M. Dubédat, Histoire du parlement de Toulouse,
Paris, 1885, tome II, p. 317
- (20) Mémoires., p. 112, p. 117, p. 119, p. 125
- (21) Villain, op. cit., pp. 817-820
- (22) Mémoires., p. 126
- (23) 以下の『官簿』及び以下の法院官簿各人の記事の末尾
に附録あり。
- (24) A. Degert, Le jansénisme au parlement de Toulouse

八九 (四二七)

- (Bulletin de Littérature ecclésiastique), 1924, p. 264
- (25) Degert, op. cit., pp. 264-270
- (26) Cobban, op. cit., p. 69, «the Jansenism of the Parlementaires was of very doubtful quality»
- (27) Mémoires., シャンボリスとルージュ p. 111, p. 127, キリシトとルージュ p. 115, p. 124; Virieux pp. 52-53; Wolff, op. cit., p. 359
- (28) Bastard d'Estant, op. cit., p. 199
- (29) Mémoires., p. 115, p. 125, p. 126; A. D., Série B-1358-128 lettres patentes.
- (30) Wolff, op. cit., p. 286
- (31) Wolff, op. cit., p. 362; Clair, op. cit., p. 141
- (32) Clair, op. cit., pp. 141-142
- (33) Ranet, op. cit., p. 347
- (34) Mémoires., pp. 104-105 «soupçonné de protéger les fripons», p. 123, p. 109; Inventaire sommaire des Archives, p. 162
- (35) ラングドックの状況について、主として十八世紀後半期を扱ったためにも、N. Castan, Justice et repression en Languedoc à l'époque des Lumières, Paris, 1980. を参照せよ。
- (36) Mémoires., p. 110 et seg.
- (37) Y. Castan, Mentalités rurales et urbaines à la fin de l'ancien régime dans le ressort du parlement de

Toulouse d'après les sacs à procès criminels (1730-1790). thèse, p. 42

五、最後に、彼らは法院の仕事以外で他都市、他地方とどのような関係にあっただろうか(ここで言う他都市、他地方とは、彼らが所有する土地、家作のある所を指すのではなく、それ以外の所を指す)。最寄りの都市、地方となると、代表的にはボルドー、モントバン、モンプリエということになる。これらの都市には、高等法院、租税法院等が設置され、ある程度の人的交流が予想される。しかし、実際にはほとんどそのような事例は見当たらない。次席検事アントワヌ・ルコントの祖父がボルドー高等法院の部長評定官であったことが、せいぜいボルドーとの関連であったが、事情はモントバン、モンプリエについてもほとんど同じである。評定官ジャン・ジャック・デスコルビアクはすでに指摘したようにモントバンの出自で、一七三一年モントバン租税法院部長評定官ジャン・ダリエス Jean d'Alès の娘と結婚したが、これが唯一の関連で、リグー Ligou の明らかにする租税法院とも、トゥルーズの法院官僚はほとんど関係をもたなかったようであるし、モンプリエに至っては、ヴァイ

ル Vialles の明らかにする租税法院とは何ら関係を見いだせず、これもすでに指摘したモンプリエのサン・ピエール大聖堂参事会員ジャン・ピエール・カスタンの場合に関連を見いだせるのみであった。⁽⁴⁾

これに対して、パリとその周辺部との交渉は意外と濃厚であった。彼らは若い頃勉強の仕上げとしてしばしばパリへ遊学したものと思われる。ジャン・ド・ルセギエ、ジャン・フランソワ・ド・サン・ロラン、アンリ・ベルナル・ド・サットといった書齋人、愛書家になった評定官はその好例である。⁽⁵⁾ また、妻をパリから迎えた場合もある。ベルナル・ダスプの場合がそれだが、ジョゼフ・ガスパール・ド・マニバンに至っては自ら求婚のため上京という熱の入れ様であった。⁽⁶⁾ やがて、彼らは評定官として活躍する時代になってもパリに永く滞在している。⁽⁷⁾ 『覚書』は上述ド・マニバンについて「いつもパリに滞在している」としているし、ジャン・フランソワ・ド・トゥルニエ(兄)について「ここ四年、パリで生活している」としている。⁽⁸⁾ パリ滞在は一時的でも、彼らの中には、パリの上層貴族と親交を深めている人物もいる。⁽⁹⁾ 『覚書』は丸帽子の部長ジャン・ジョルジュ・ド・ニユプスがノアイイ Noailles 家と、ジョゼフ・ガスパール

ル・ド・マニバンが妻の実家ラモワニオン Lamoignon 家と、フランソワ・ド・ジュリアールがダゲン Dagues-seau 家と親交を結んでいることを指摘する。⁽⁸⁾ しかし、最大の関係はやはりメーヌ公 duc de Maine との結びつきにある。メーヌ公、ルイ・オーギュスト・ド・ブルボン Louis Auguste de Bourbon はルイ十四世とモンテスパン夫人 Mme Montespan の間に生れ、ルイ十四世の遺言により若きルイ十五世の後見役をまかされる。しかるに、国王の死後摂政となったフィリップ・ドルレアン Philippe d'Orléans はルイ十四世の遺言状を破棄、メーヌ公からほとんどすべての特権をとりあげた。これに反発した公につけ入ったのがスペインのフランス駐在大使セラマール Cellamare であった。彼はフランスの摂政権をスペイン国王に移譲するため、メーヌ公夫妻と一緒に、フィリップ・ドルレアンに対する陰謀をたくらむ。世に言うセラマールの陰謀である。結局、これは一七八年十二月八日発覚して大使以外は逮捕されて終る。⁽⁹⁾ メーヌ公はこの事件の主役であった。このメーヌ公との結びつきは当然事件への加担、同調を連想させるが、トゥールズの法院では、院長フランソワ・ド・ベルチエ、丸帽子の部長ジョゼフ・ド・コレ、次席検事クロード・ダ

ヴィザールといった名前が挙げられて、⁽¹⁰⁾ 数こそ少数ではあるが法院の要職を占める影響力の強い人物であるだけに意味深長であった。しかし、全体としては彼ら法院官僚とパリの関係は『覚書』によってもこの程度の例外的事例しか現われず、トゥルーズの法院官僚からパリの最高諸法院官僚になる人物さえいないから、ポルドー、モントバン、モンプリエに比較すれば濃厚とは言え、密接な関係とは言いがたい。

従って、彼らによる他都市、他地方との交渉は比較的閉ざされており、パリの貴族と親交をもった一部の人々を別にすれば、行動半径の狭い生活を考えてよいであろう。

註

- (1) Villain, op. cit., p. 1314
- (2) Villain, op. cit., pp. 817-820; Ligou, La cour des aides de Montauban à la fin du XVIII^e siècle (Annales du Midi), 1952, p. 312
- (3) Ligou, op. cit., pp. 311-315
- (4) A. D., Série B-1358, 128-129
- (5) Biographie toulousaine, tome II, p. 276, p. 371, p.

- (6) Mémoires, p. 105; Biographie toulousaine, tome II, pp. 11-12
- (7) Mémoires, p. 106 《il se tient toujours à Paris》, p. 128 《il se tient à Paris depuis 4 ans》
- (8) Mémoires, p. 105, p. 106, p. 113
- (9) M. Mourre, Dictionnaire encyclopédique d'histoire, 《cellanare》, p. 823
- (10) Mémoires, p. 104, p. 106, p. 129

結 び

以上、法院官僚のさまざまな側面について検討を加えてきたが、彼らトゥルーズ高等法院官僚はすでにある程度まとまった社会集団をなしていたと言えよう。彼らは高等法院という官僚組織上、院長から評定官に至る官職序列があったし、年齢も八〇歳台から二〇歳そこそこの若者までまちまちであったから、均等とは言えないが、他のさまざまな側面では共通性、一体性を見せていた。これは、例えば、大学法学部卒業と弁護士資格を要求された点、年齢規定免除等の各種免除証を与えられた点、高額な法院官職を購入する必要があった点、出身地がトゥルーズとその近隣地方に集中していた点、始祖が十六、十七世紀にトゥルーズにやって来た点、市参事とブ

ルジョワジエを多く出自とした点、三種類、すなわち官職とその収入、自宅と貸付金、土地からなる財産を所有した点、決った法院の執務日程、時間にそって生活している点、休暇、休日の農村や都市における過ごし方、市内における居住区域の集中、住いの豪華さと広さ、使用人の人数、知的好奇心をみだし、社交を楽しみ、アカデミーに参加した点、圧倒的多数がカトリックであった点、信仰心低下のきざし、市民による法院官僚への敬愛の念、他都市、他地方との交渉の稀薄な点等である。このような共通性、一体性により均質な彼らはその内部で官職の世襲、同時在職等をかさねることによって、ますます仲間意識、連帯感、共感をいだし、強固で安定した社会集団を形成していったのであった。

また、反面、他の社会集団から見れば、この集団は内部的にかたまって、他者を寄せつけにくい、独特の個性をもつに至ったのである。しかし、だからと言って、これを余りに強固に結びついた社会集団と想像しては実態を見誤る恐れがある。なぜなら、例えば、法院官僚の専門が何世代在職したか検討した結果は八四家中三四家が一世代のみであったし、その社会的出自もブルジョワばかりか、領主、軍人といった貴族とおぼしき階層まで包

括しており、ブルジョワジエを中心にした新来者に門戸を開放していたことが明らかになっているからである。

してみると、以上の検討結果からみて、本稿の冒頭で記した社会的反動は、要するに、新参のブルジョワジエに法院官僚就任の道が狭められて、社会的上昇の可能性が少なくなったという事実は、十八世紀前半期のトゥルーズ高等法院官僚に関する限り、たとえ静かに深く進行していたとしても、まだ明瞭に現われてはいない、と考えざるを得ない。つまり、トゥルーズでは、成長するブルジョワジエはなお法院官僚の世界に子弟を進出させて、転化、上昇できたのであろう。事実、これを証明するかのように、トゥルーズのブルジョワジエは急成長するボルドー、マルセイユのそれと異って、経済活動上、地道な成長しかなかったのである。「本稿は昭和五九年度慶応義塾学事振興資金の助成による成果の一部である」